

## 令和4年度 第1回大和市入札監視委員会 会議要旨

---

1. 日 時 令和4年7月27日(水) 10時00分～11時30分
2. 場 所 大和市役所 本庁舎 第6会議室
3. 出席状況 委 員 3名  
事務局 6名
4. 会議次第
  - 1 委員長あいさつ
  - 2 議題
    - (1) 入札状況について(報告)
    - (2) 入札参加停止業者について(報告)
    - (3) 抽出事案の審議について  
・別紙一覧表のとおり
  - 3 答申について
  - 4 その他

---

### 【会議要旨】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題
  - (1) 入札状況について(報告)  
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明。
  - (2) 入札参加停止業者について(報告)  
現在の入札参加停止業者の内容について説明。

### 【質疑】

委員 : 入札参加停止となっている期間も随意契約を締結しているのか。

事務局 : 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、契約をしなければ市民サービスに影響を及ぼすなど、やむを得ない場合に限り、随意契約の相手方としている。

- (3) 抽出事案の審議について

## ①大和市集団接種会場運営業務委託（その2）

### 【抽出理由】

非常に高額の契約であるところ、業者選定の理由を伺いたい。

### 【回答】

大和市では、新型コロナウイルスワクチンの集団接種について、令和3年5月から、保健福祉センターを中心とした市内10会場にて、段階的に実施してきた。

国をあげてワクチン接種が開始された当初、集団接種会場は市職員の動員により運営しながら、人材派遣の活用を併用したが、より迅速に予防接種を実施するため、夜間接種、及びスポーツセンターをはじめとする市内各施設での拠点接種を行うこととした。

本契約の相手方（(株) JTB 相模原支店）は、新型コロナウイルスワクチン接種会場の運営請負にいち早く対応できる事業者として、当初より、大和市の政策に迅速且つ正確に対応してきた事業者である。

以上の経緯を踏まえて、本業務委託については、令和3年12月から医療機関等において開始された追加接種（3回目接種）と並行して、市民に対して、引き続き集団接種の選択肢を提供するため、これまで十分にノウハウを蓄積してきた当該事業者に対して、一括して会場運営を委託したものである。

### 《履行期間》

令和4年1月17日～令和4年7月31日

### 《業務内容》

新型コロナウイルスワクチンの集団接種の会場運営業務

（受付、予診票記入案内・確認、予診・接種案内、接種済証交付業務等）

### 《接種会場》

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| ・大和市保健福祉センター  | } . . . 2/1～7/31の市が指定する土曜日・日曜日 |
| ・大和スポーツセンター   |                                |
| ・大和市民交流拠点ポラリス |                                |
| ・渋谷学習センター     |                                |

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、これまでも国から新たな追加接種の実施や、接種対象者の限定または拡大を急遽通知されることが多くあり、今後もその可能性は非常に高い。また平日・土日を含めて、間断なく集団接種会場を開設している時期に受託業者の変更が生じ、本市独自の運用に習熟した人材を確保できない場合には、間違い接種等の重大な事故に繋がる懸念がある。

引き続き、国の政策を踏まえて業務仕様の精査を適宜行い、適切な業者選定に努める。

**【質疑】**

委員：そもそも何故当該業者を選定したのか。

事務局：新型コロナウイルスワクチンの接種に関して、全国的に拠点接種会場の運営が委託化されるなか、当該事業者と事業担当課が当初より協議を行ってきた経緯がある。新型コロナウイルスワクチン接種に関しては、厚生労働省が緊急性を加味し、随意契約により迅速性を優先するよう通知を发出していた経緯がある。

---

**②令和4年度公園警備委託（単価契約・債務負担行為）**

---

**【抽出理由】**

最低制限価格があるので仕方がないとはいえ、落札価格より低い入札が4件も無効となっている。設計金額は妥当だったのか。何か事情があったのか。

**【回答】**

当該業務は、市内の公園の警備業務として、常駐警備、巡回警備を実施し、公園内での事故や犯罪、施設の損壊等の発生を未然に防ぎ、公園の安全を維持するものである。

設計金額については、神奈川県県土整備局で公表している積算基準、また、県単価、刊行物に記載がない単価については複数者から見積を徴取し、設計単価を定めており、妥当性がある。今後も同様の方法により経費を積算するものである。

無効札の理由は、「大和市一般業務委託契約における最低制限価格取扱要領」に基づき、最低制限価格を設定した結果、最低価格未満が3者、残り1者は入札金額内訳書の不備による無効であった。

**【質疑】**

委員：公園警備は、毎年度実施しているか。同様の入札状況か。

事務局：定期的に行っており、同じ傾向にある。

委員：無効札については、入札者側の問題か。

事務局：今回無効となった事業者については、入札システムの操作の習熟や、過去の入札結果を分析するなど積算力が向上され、今後も入札に参加してもらえれば問題はないと考える。

---

### ③令和4年度「市政情報やまと」番組制作及び放送業務委託

---

#### 【抽出理由】

随意契約であるが、契約額が高額なので、設計金額の内容、契約で提供されるサービスについて詳しく伺いたい。

#### 【回答】

「広報やまと」に掲載されている催し・お知らせのほか、「新型コロナワクチン接種のお知らせ」「救急医療」など、各課からの依頼を受けた放送原稿を基に番組を制作するものである。また、「市政情報やまと」として、1回15分の枠で、年末年始を除く毎日放送を行っている。

#### 【設計金額の内容】

- (1) 月曜日～金曜日：1日5回・各15分  
@27,000円×5回×258日=34,830,000円
- (2) 土曜日・日曜日：1日3回・各15分  
@27,000円×3回×102日=8,262,000円

#### 【契約で提供されるサービス】

市から提供する広報やまとや、各課の放送原稿をもとに番組を制作する。令和4年4月1日～令和5年3月31日（12月30日～1月3日を除く）までに1回15分、1週間に31回の放送を行うもので、放送時間帯は次のとおりとなる。

月～金曜日	第1回	午前8時5分～	第2回	午前10時5分～	第3回	午後0時～
	第4回	午後6時5分～	第5回	午後8時40分～		
土・日曜日	第1回	午前9時45分～	第2回	午後0時～	第3回	午後6時40分～

FM やまとの放送エリアは、市が市政情報を伝えたいエリアと一致し、市民にとっても親しみを持ちやすい放送局である。さらに、本市は同局と災害時における緊急放送に関する協定を締結し、災害時の聴取を市民に呼びかけていることから、平時から市民に同局による放送を認知してもらうことは重要である。

加えて、出資者である本市の広報放送には株主割引が適用されるなど、価格が廉価であり、市民への効果的な市政情報の提供を目的とする本業務の委託は、競争入札に付することは本市にとって不利であると考えている。

**【質疑】**

委員：毎回異なる放送内容か。番組制作費込みの単価であるとしても、他局に比べ高額とを感じるがどうか。また、回数が多いが、市民の視聴割合はどうなっているか。予算が限られているなか、費用対効果に疑問がある。

事務局：同じ内容を放送している。放送単価の評価、及び費用対効果については、分析のうえ次回報告を行いたい。

---

**④令和4年度トップスポーツ観戦デー開催事業委託**

---

**【抽出理由】**

経験則が不可欠なために随意契約となっているが、この事業にどの程度経験則が必要となるのか説明願いたい。

**【回答】**

トップレベルのアスリートによる試合等を誘致し、身近な場所でハイレベルなスポーツ観戦の機会を市民に提供する事業となる。業務内容は、企画の立案・連絡調整・広報・運営を全て委託するものである。本事業は市教育委員会と連携し、市内小中学生は無料で試合観戦ができるよう、学校を通じてチケットを配布している。

トップレベルのアスリートが公式戦を含む試合等を行うため、会場設営にはフィールドの設営等を含む厳格な正確性が求められる。また、多数観戦者を迎えるため、会場事故やトラブルを最小限に抑える運営力が不可欠となり、そのため、主管課では本契約相手先の条件として、次の要素を必須としている。

**[契約相手方の条件]**

- ① スポーツ大会等の設営や運営について、年間10回程度行っている経験があること。
- ② 観客の誘導を行うため、会場となる大和市の各スポーツ施設や、その周辺の交通等を含めた広範囲の状況を熟知していること。
- ③ 企画立案のため、市民や各種スポーツ連盟によるニーズを的確に分析し、過去5年以内に大和市内で行われた市内スポーツ大会等を把握していること。
- ④ 市のスポーツ振興に寄与するために、事業運営に各種スポーツ連盟や、社会体育振興委員等の参加を促すことができる関係性があること。

本契約の相手方(公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団)は、年間を通じて多くのスポーツ大会を運営しており、日頃から多数の業務経験値を蓄積している。トップスポーツを誘致するにあたり、実業団やプロスポーツの試合を運営するためには、当該経験値が不可欠であり、スポーツ施設等における会場設営や、プロスポーツを含む試合の運営実績、また、各種スポーツ連盟等と協力できる他団体(事業者)が参入しない限り、本事業については、当該団体との随意契

約が前提となる見込みである。

**【質疑】**

委員：新型コロナウイルスワクチンに係る契約と比較すると緊急性もなく、大規模案件でもないが、どの程度の経験則が必要か疑問である。

主管課：一番の課題は、アスリートを誘致することである。2年程前から試合誘致の打診を行い、前年度までには開催する会場を確保する。通常開催しているスポーツ大会とかぶらないよう、県協会等との調整を含むため、多くの経験が必要となる。

委員：アスリート誘致を含めて当該団体が担っているのか。

主管課：そのとおりである。

委員：新型コロナウイルスワクチンに係る案件で、業態を変えて新規参入がなされているように、他の事業者ではだめなのか。以前から委託金額が高いものも見受けられる。

事務局：確かに、当該団体が担えない場合、事業委託をどうするのかと考えると、当該案件のようなことをメインで実施するプロモーターはいると思われるが、入札の実績はない。複数年の交渉を要する事業であるため、単発的な入札のかけ方は難しい。

---

## ⑤令和4年度緑化推進業務（緑化相談）委託

---

**【抽出理由】**

緑化推進業務の内容と当該財団にしか業務を行えないとする理由を伺いたい。

**【回答】**

本業務は、大和市域の緑化事業の積極的な推進及び市民の緑化意識の高揚・緑化知識の普及啓発を促し、緑と都市が共生する潤いのあるまちづくりの創出に寄与することを目的としている。大和市グリーンアップセンターにおいて、市民を中心とした来園者からの植物等に関する多様な相談に対し、緑化相談員が適切な助言指導を行っている。

本契約の相手方(公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団)は、緑化推進活動など多様な余暇活動に関する情報提供、並びに調査研究を行っている団体である。緑化相談事業は専門的な知識と経験が必要であり、学識経験者として、農業改良普及員及びグリーンアドバイザーを配置している。

緑化相談事業及び各種緑化教室、並びに展示会等の事業を一体的に行うことで、効果的な市民サービスを提供することができるため、当該団体との契約が有利である。

**【質疑】**

委員：緑化推進業務とは具体的にはどのような業務か。

主管課：相談事業として週3日、専門員が市民等からの緑化相談を受けている。新型コロナウイルスにより、件数は減少しているものの、年間1,000件程の相談がある。専門員は農業試験場等を退職された方々で、専門性を活かして働いていただいている。民間企業では、本委託料で同様の運営ができるものではないので、今後も市の緑化政策の一環として協力をしてもらいたいと考えている。

委員：主な相談内容は何か。

主管課：植木や草花、果樹、盆栽等の病気や害虫の相談等である。「大和市緑の基本計画」に基づき、緑化推進をすすめている。今後も、緑化の拠点であるグリーンアップセンターに窓口を置き、当該事業を実施していきたい。

---

## ⑥ 公園維持管理作業・監視等業務委託（その3・全区域）

---

**【抽出理由】**

入札した業者が1社のみで、かつ、落札率（対設計）も高いが、何か事情があったのか。類似の案件では複数の業者の入札があるが、何か違いはあるのか。

**【回答】**

本業務は、市内269公園のパトロール、施設の日常点検・補修、樹木の剪定、園内清掃、トイレ清掃等を行い、市民に快適な公園を提供できるよう維持管理を行うものである。

本契約は、「公園維持管理作業・監視等業務委託（全区域・債務負担行為）」を落札した業者が、契約を締結しなかったため、予定していた3年間の複数年契約を止め、改めて単年度の発注をし直したものである。

本業務は、元々3年間（36か月）の債務負担行為で予算が承認されたが、落札者が令和4年3月1日付の契約を辞退したため、再度入札に付した場合に、履行期間が36か月間確保できなくなるため、令和4年度についてのみ単年度契約で業務を継続することとした。令和4年度の契約について、4月はやむを得ず現行業者に随意契約で業務を委託し、5月から翌年3月までの11か月間を、改めて原則通り一般競争入札に付した経緯がある。

本業務は、市内全域の公園を維持管理するものであり、有資格者や多数の作業員の確保が必要となる。結果的に11か月間の委託であったため、参加者は利益が見込みにく

いと判断し、結果的に1者のみ参加に至ったと推測する。

**【質疑】**

特になし

- 
- ⑦令和4年度道路境界杭復元に係る測量業務委託（その1・単価契約）  
令和4年度道路境界杭復元に係る測量業務委託（その2・単価契約）  
令和4年度道路境界杭復元に係る測量業務委託（その3・単価契約）  
令和4年度道路境界杭復元に係る測量業務委託（その4・単価契約）  
令和4年度道路境界杭復元に係る測量業務委託（その5・単価契約）
- 

**【抽出理由】**

いずれも道路境界杭復元に係る測量業務委託であるところ、落札した業者が全て異なるものの、いずれも類似の金額で落札しているが偶然か。

**【回答】**

本業務は、市の工事により影響を受ける公共基準点及び境界点を保全することを目的とする。年間の工事件数が多いため、市内全域を5ブロックに分割し、同様の業務を発注している。設計額については、神奈川県が発行している「標準積算基準書」に則り算出しており、どの業者も人工等を確認することができる。また、使用している単価等も一般的に公表されており、どの業者も同じように設計額を算出できると考えている。全て公表単価となるため、単価を拾い間違えなければ、各社が同様の経費を算出できるものである。各社応札額の結果的な差異は、各社の経験値等から独自に単価を計上している部分の差額と思われる。

**【質疑】**

委員：類似している応札額は偶然ということによいか。

事務局：標準積算基準を採用しており、一定の積算能力があれば見積もりは類似する。

---

**⑧可動パーソナルテーブルパネル無（片面用）ほか2品目**

---

**【抽出理由】**

高額な入札額で、1社しか入札しておらず、落札率も高い。入札業者を市内に限定している理由を伺いたい。本案件は、市販の什器の納入であるところ、複数業者が入札できるようにすることは出来なかったのか。

**【回答】**

大和市中央林間図書館(中央林間東急スクエア3階)において、図書館拡大のため新たに借り入れた310区画用の追加什器(書籍閲覧用テーブル)を購入したものである。中央林間図書館では、かねてからスペースの拡大を望む市民意見が多く、今回の拡張に際しては、図書館全体の色合いや雰囲気を維持するため、納入品は既存のテーブルと同じ製品を指定して発注した。

今回指定した製品は、「オカムラ製パーソナルテーブル」となるが、大手什器メーカーによる既製品であり、参考見積においても複数社から取得できており、問題はなかったと考える。1社のみの入札となったのは、発注のタイミングにより、業者によっては手配できなかったものと推測される。

なお、今回応札条件とした、「物品登録のある者」且つ、「市内業者」且つ、「什器に登録」している市内業者は9社確認できていたため、十分に競争性があると判断した。

**【質疑】**

特になし

---

**⑨画用紙（単価契約）**

---

**【抽出理由】**

落札金額より低い入札が無効とされている理由を聞きたい。

**【回答】**

本件は、庁内や市内小中学校で使用する画用紙を一括で発注するもので、単価契約とすることで、各部門が必要の都度、随時発注できるよう仕様書に定めている。

1者が無効となった理由は、入札金額と内訳書の合計が一致しなかったため、入札の際に予め付した条件「応札金額と内訳書が一致しない場合は無効とする」のとおり、無効とした。なお、もう1者が不参加となった理由は、「仕様書を精査したうえで参加を取り止めた」との回答を得ている。

**【質疑】**

特になし

---

**⑩アルコール製剤（単価契約）**

---

**【抽出理由】**

落札金額より低い入札が無効とされている理由を聞きたい。

**【回答】**

本件は、感染症対策としての手指消毒、環境消毒用のアルコール製剤を調達するもので、

庁内各部署や、小中学校で使用する量を一括で発注したものである。

2 社が無効となった理由は、入札金額と内訳書の合計が一致しなかったためである。

入札金額の内訳書を求める案件については、入札金額との一致について十分確認するよう、入札参加業者への周知を継続する。

**【質疑】**

委員：入札金額と内訳書の合計不一致は多くあるのか。

事務局：散見される。

3 答申について

事務局から、答申について事務連絡。

4 その他

事務局から、次回の日程等について案内を行った。

以上

令和4年7月27日

大和市長 大木 哲 殿

大和市長入札監視委員  
委員長 櫛笥 正



「入札等事務の運用状況等（令和4年1月1日から4月30日契約分）」  
について（答申）

令和4年7月27日付で、大和市長入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和4年1月1日から4月30日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。その結果、透明性、公平性及び競争性の確保といった点で概ね適正に入札等が執行されていることを確認いたしました。その上で、以下について意見を申し述べます。

随意契約6号を採用した契約を4件審議しました。また、今回の審議対象期間内には、年度当初の4月を含むこともあり、多くの案件で、同様に随意契約6号が採用されています。「他社と比べて有利な契約が可能」だとする判断に際しては、改めて慎重な検証をお願いします。

随意契約6号の採用理由として、「経験値が高い」「知識を有する」「実績を有する」といった評価が散見されます。こうした評価において、あらゆる側面から、客観的な比較材料を用いた立証が必要です。自治体の契約方法は、地方自治法に基づき競争入札が原則であり、随意契約はその例外として適用が限定されています。このことを念頭に、引き続き、随意契約6号を採用する契約については、競争入札への移行について検討するようお願いします。

今後も入札等事務の適正な運営、及び透明性の確保に留意していただくことをお願いします。